

平成29年度(平成28年度繰越)富岡町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	2	4(6)	(特定建設工事共同企業体……構成員のうちいずれかの者の主任技術者等が次に掲げる基準を満たすこと。)と記載されています。JVで参加する場合、1社の構成員の配置予定技術者が(6)ア、イ、ウの要件を満たしていれば他の構成員の配置予定技術者は(6)ア、イ、ウの要件を満たす必要はない(資格等を有する必要がない)との理解でよろしいでしょうか。	アの資格要件については、1社の構成員の配置予定技術者が、基準を満たせば構いませんが、その他の構成員の配置予定技術者は、建設業法に基づく、当該工事に見合った国家資格を有する者から主任技術者等を専任配置してください。 なお、全ての主任技術者等は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となります。
2	入札説明書	2	4(6)	(特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者等を専任で配置できること……)と記載されています。JVで参加申請する場合、すべての構成員は様式2-1の提出が必要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	入札説明書	1	3(6)	入札保証保険証券の保証期間はいつからいつまででしょうか？ご教示願います。	開札日から1ヶ月程度として下さい。
4	入札説明書 (除染等工事 共通仕様書 (第10版)1-1- 4)	3	4(7)	除染等共通仕様書(第10版)1-1-4(2)に記載されているとおり、当工事に配置の放射線管理責任者は受注者との直接的雇用関係は不要であり。また、他の除染工事の放射線管理責任者との兼任が可能との理解でよろしいでしょうか。	第1種放射線取扱主任者免状若しくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者から選任する場合は、受注者との直接的雇用関係は不要ですが、それ以外の者から選任する場合は、受注者との直接的雇用関係を要します。 また、兼任については貴見のとおりです。
5	入札説明書 様式		(様式2-2)配置 予定技術者 (放射線管理 責任者)の能力	様式2-2の注記※3にて、「記載したすべての業務に係る業務従事期間が確認できる書類(契約書、仕様書等)を添付すること。」と指示いただいておりますが、所属会社の経歴証明印付きの経歴書は「確認できる書類」として認めていただけますでしょうか？ご教示願います。	認めることとします。
6	現場説明事項	2	第1章 4. 除染同意に 関する事項	同意取得状況は、100%に近いということですが、富岡高校、みどり化学の着手時期は、いつごろを想定されていますでしょうか。	10月に着手できるよう準備をしております。
7	現場説明事項	2	第1章 5. 施工時期、 時間・施工に 関する事項	「元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用については、設計変更の対象としない。」とありますが、フォローアップ除染は富岡町全域に点在しているため、1名で管理することは不可能と考えます。現場の安全を確保するために必要と考えられる場合は、設計変更の対象となりますでしょうか。	解除区域は変更対象外と考えております。
8	特記仕様書	2	1. 共通仕様 書の適用	当該工事は除染等工事暫定積算基準第10版(平成29年4月)が適用されるのでしょうか。	貴見の通りです。

平成29年度(平成28年度繰越)富岡町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
9	特記仕様書	2	第1章総則 6.被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更	「被災地以外からの労働者確保に要する間接費は、設計変更の対象としない。」とありますが、被災地内での労働者確保では円滑なる除染事業ができない場合、被災地以外からの遠距離通勤若しくは宿泊を必要とする体制を取らなければならないことがあります。このような率分で賄えない間接費が生じる場合に、設計変更の対象となりますでしょうか。	原則として、解除区域は変更対象外と考えております。
10	特記仕様書	2	第1章総則 6.被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更	設計延べ労働者数37,113人のうち、何%程度を被災地以外からの労働者と想定されているのでしょうか。	そのような想定はしておりません。
11	特記仕様書	3	第1章総則 8.遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	砂の規格として「埋戻し用」とありますが、道路用資材として使用される盛土材で、締固め性能を高めるため粒度分布がシルト～粗礫分(19mm～75mm)まで広く含むものになると考えてよいでしょうか。	客土材等としての品質を満足するものとします。
12	特記仕様書	3	第1章総則 8.遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	上記の砂「埋戻し用」を住宅や大型施設等での被覆で使用した場合、現地土壌と不整合な場合や被覆厚さ50mmでの出来形管理ができないような場合は、材料の変更について設計変更の対象となりますでしょうか。	当該仕様で品質を満足するものを選定することを想定しており、設計変更の対象と考えておりません。
13	特記仕様書	4	第3章除染 2.試験施工	「既知のデータを利用し、試験施工は行わない」とありますが、既知データは受注後、提示されるのでしょうか。	貴見のとおりです。
14	特記仕様書	4	第3章除染 2.試験施工	上記の「既知のデータ」での除染方法が、共通仕様書に記載されている除染方法と異なる場合は、設計変更の対象となりますでしょうか。	受注後、協議することとします。

平成29年度(平成28年度繰越)富岡町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
15	特記仕様書	4	第3章除染 3.除染等の措置(2)	「除染等の措置等で発生した草、枝葉等については、原則として自走式木材破砕機を用い現場にて破砕・減容化すること。」とありますが、既に解除区域内でかつ帰還住民の生活空間となっていることから、騒音防止、飛散防止を生活空間近接で行いつつ施工するよりも、生活空間から離れた場所で集約的に破砕減容化するほうが住民への配慮ある作業とみなせる場合、設計変更の対象となりますでしょうか。	受注後、協議することとします。
16	特記仕様書	4	第3章除染 3.除染等の措置(2)	ここでの「自走式木材破砕機」とは、暫定積算基準17.1.1.1にある「自走式木材破砕機 タブ式130～150kw」を想定されているのでしょうか。	貴見のとおりです。
17	特記仕様書	4	第3章除染 3.除染等の措置(2)	ここでの「現場」というのは、各除染作業場所を示していると考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	特記仕様書	5	第3章除染 8.屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管の(4)	共通仕様書第10版には、第3章13.1.1.6・13.1.1.7が削除されていますが、13.1.1.9のみに準じて設置すればよいのでしょうか。	貴見のとおりです。
19	特記仕様書	5	第3章除染 8.屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管	屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管については、数量総括表には記載がありませんので、設計変更の対象となりますでしょうか。	貴見のとおりです。
20	特記仕様書	5	第3章除染 8.屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管	屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管について、暫定積算基準に該当する工種がありませんので、歩掛調査対象工種として、設計変更の対象となりますでしょうか。	貴見のとおりです。
21	特記仕様書	5	第3章除染 8.屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管	暫定積算基準第10版1.4.1.17住宅周りの支障物の撤去において、積算上の1日当りの設計施工数量は、10袋/0.45=22袋(22空m3)と考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。

平成29年度(平成28年度繰越)富岡町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
22	特記仕様書	5	第3章除染 8. 屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管	屋外残置廃棄物の収集を行った場合に、その作業量が上記の1日当りの設計施工数量22袋(22空m3)に満たない場合は、工事請負契約第18条第1項四に該当するとして、設計変更の対象となりますでしょうか。	設計変更の対象となりません。
23	特記仕様書	5	第3章除染 8. 屋外残置廃棄物の収集、運搬及び保管	屋外残置廃棄物の運搬につきまして、積算上の施工条件等をご教示ください。	当該工種が発生した場合は、受注後、協議することとします。
24	積算参考資料 (数量総括表)	1/4	1住宅	土壌部のフォローアップ除染の施工幅について、数量総括表は(施工幅W=0.5m超え1.0m未満)と記載がありますが、本工事内訳書は(施工幅W=0.5m超1.0m以下)と記載されております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	本工事内訳書が正しい表現です、数量表を訂正します。
25	積算参考資料 (数量総括表)	1/4	1住宅	As舗装部のフォローアップ除染 局所的除染に係る舗装版取壊しについて、数量総括表は、(4cm超え10cm以下)と記載がありますが、本工事内訳書は10cm以下と記載されております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	本工事内訳書が正しい表現です、数量表を訂正します。
26	積算参考資料 (数量総括表)	1/4	1住宅	Co舗装部のフォローアップ除染の施工幅について、数量総括表は、(W=1.0m以上)と記載がありますが、本工事内訳書は(施工幅W=0.5m超1.0m以下)と記載されております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	本工事内訳書が正しい表現です、数量表を訂正します。
27	積算参考資料 (数量総括表)	3/4	18仮設等	足場について、数量総括表は足場(12m以上)と記載がありますが、本工事内訳書は足場(12m未満)と記載されております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	本工事内訳書が正しい表現です、数量表を訂正します。
28	積算参考資料 (数量総括表)	3/4	安全費	共通仮設費の安全費について、数量総括表は記載がございませんが、本工事内訳書に記載されている数量を正とすればよろしいでしょうか。	本工事内訳書の数字で見積もりしてください。

平成29年度(平成28年度繰越)富岡町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
29	積算参考資料 (本工事費内 訳書)	8	13. 仮置場等 (帰還困難区 域)	大型土のう袋は二重内袋が11,540袋となっていますが、これは、不燃物、可燃物を合計した数量と考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。
30	積算参考資料 (本工事費内 訳書)	8	16.1.1除去土 壌等の運搬	リベラルヒルズにおいては、除染対象面積が広大であるため、暫定積算基準の単価に含まれている場内運搬距を大きく上回る運搬が発生すると考えられます。暫定積算基準第10版9.1.1.1は、起算数量1,000m2当りの単価となっていることから、その単価に含まれる場内運搬は1,000m2の範囲内を想定していると考えてもよいでしょうか。	受注後、協議することとします。
31	積算参考資料 (本工事費内 訳書)	8	16.1.1除去土 壌等の運搬	上記のように場内運搬の範囲を1,000m2に想定した場合、その範囲から外部への運搬が発生した場合は、別途、小運搬として変更協議の対象となりますでしょうか。	受注後、協議することとします。
32	積算参考資料 (本工事費内 訳書)	11	共通仮設費 (率分)	共通仮設費(率分)に含まれています技術管理費には、「品質管理基準に記載されている項目に要する費用」や「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」となっていますが、これは、共通仕様書第10版の除染等工事施工管理基準(P84～P105)に記載されている内容(頻度)を履行する分であると理解してよいでしょうか。	施工管理基準には、最低実施しなければならない内容(頻度)を記載しています。
33	積算参考資料 (内訳書)	13	20.1.2除染等 の措置時の放 射線量測定	除染等の措置時の放射線測定につきましては、フォローアップ除染を含めて、事前、事後の2回測定と考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。
34	積算参考資料 (代価表)	28	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	「土壌の局所的除染」等のフォローアップ除染は移動を伴う作業となりますので、資機材運搬用の工事車両が必要と考えます。代価表にはありませんので、設計変更の対象となりますでしょうか。	それを考慮して積算しております。
35	積算参考資料 (代価表)	28	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	「土壌の局所的除染」は、人力施工となっておりますが、使用する道具等の費用(1.4.1.9では雑費3%)がありません。必要と考えますが、設計変更の対象となりますでしょうか。	設計変更の対象とはしません。

平成29年度(平成28年度繰越)富岡町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
36	積算参考資料 (代価表)	28	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	「土壌の局所的除染」について、積算上の1日当りの施工数量は、施工幅W=0.5m以下の場合、 $2m^3/1.19=1.68m^3$ という設定であると考えてよいでしょうか。違うのであれば、ご教示ください。	貴見のとおりです。
37	積算参考資料 (代価表)	29	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	「土壌の局所的除染に係る運搬」では、その輸送距離が2kmに設定されていますが、作業場所間の移動を含めた距離として計上する必要があると考えますので、設計変更の対象となりますでしょうか。	受注後、協議することとします。
38	積算参考資料 (代価表)	30	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	「土壌の局所的除染」について、積算上の1日当りの施工数量は、施工幅W=0.5m超1.0m以下の場合、 $4m^3/1.19=3.36m^3$ という設定であると考えてよいでしょうか。違うのであれば、ご教示ください。	貴見のとおりです。
39	積算参考資料 (代価表)	35	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	As舗装部の局所的除染に係る舗装復旧の代価表には、アスファルト混合物が2.514tとなっていますが、フォローアップ除染は小規模な施工となるため材料の小口割増が発生すると考えられます。設定する単価としては、小口割増を考慮したものと考えてよいでしょうか。	資料に基づいて見積もりしてください。
40	積算参考資料 (代価表)	27～54	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	フォローアップ除染は、様々な種類の除染作業を行うことになる想定され、1つの作業工種が連続作業とはならず、断続的に実施されることとなります。このような場合、機械の供用日数は大幅に増え、機械費用が増大します。実態を反映した設計変更の対象となりますでしょうか。	それを考慮して積算しております。
41	積算参考資料 (代価表)	27～54	1. 住宅地等 フォローアップ 除染	積算参考資料に基づいて見積を行います。実際のところ、フォローアップ除染は作業場所の位置関係や各作業場所の除染数量、除染方法等の施工条件によって、1日当りの作業量が大きく変動すると考えられます。初めてのフォローアップ除染がメインとなる工事であることから、今までの本格除染の中で実施してきたフォローアップ除染とは、施工条件が異なっていると考えます。 つきましては、工事着手後、実働調査を実施していただき、歩掛の変更を含めた設計変更の対象となりますでしょうか。	それを考慮して積算しております。
42	積算参考資料 (代価表)	96	15.1.1.1排水 の処理(沈殿 処理)	暫定積算基準第10版では、1日当りの処理水量が $100m^3/1.97=50.8m^3$ と推定できます。今回の工事では、設計数量が122m ³ となっており、 $122m^3/50.8m^3=2.4$ 日分の数量しかありません。稼働率が極端に悪く、設備の維持ができませんので、工期中の施設費用を損料として計上できるような設計変更の対象となりますでしょうか。	設計変更の対象にはなりません。